

安城市完全週休 2 日制・週休 2 日制工事試行要領（土木工事）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、安城市が発注する建設工事において、建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取組の一つとして、週休 2 日制工事を試行するに当たり必要な事項を定めるものとする。受注者は、本取組の趣旨を踏まえ、休日の「量」の確保だけでなく「質」の向上を目指すものとする。

（対象工事）

第 2 条 週休 2 日制を実施する工事（以下「週休 2 日制工事等」という。）は、次の各号に掲げる区分によるものとし、その要件は、当該各号に定めるところによる。

- （１）発注者指定型 発注者が対象工事を指定し、かつ、現場条件等によって工期延長が生じかねない不確定要素が少なく週休 2 日の確保が可能である対象期間が 60 日を超える工事とする。
- （２）受注者希望型 受注者自らが取り組むことにより、労働環境改善に向けた意識の向上を図り、かつ、発注者指定型以外の対象期間が 60 日を超える工事とする。ただし、発注者が週休 2 日制の実施になじまないと判断した工事を除く。

（週休 2 日制の形式）

第 3 条 週休 2 日制工事等の形式は、次に掲げるとおりとする。

（１）完全週休 2 日制工事

完全週休 2 日制工事は、次の対象期間において現場閉所日に現場閉所（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態。以下同じ。）を実施するものとする。

ア 対象期間 契約締結日の翌日から工事完了日（完了届提出日）までとする。

ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）を除く。

（ア）準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間をいい、現場事務所等の設置、測量等に要する期間を含む。）

（イ）後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日（完了届提出日）までの期間）

（ウ）夏季休暇（3 日間）

(エ) 年末年始休暇（6日間）

(オ) 工場製作のみの期間

(カ) 工事全体を一時中止している期間

(キ) 発注者が週休2日の対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

イ 現場閉所日 「土曜日」、「日曜日」を基本とする。1週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」とする。

ただし、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代わる現場閉所日（振替閉所日）を指定するものとし、振替閉所日は、現場閉所日の1週間前までに監督員と協議するものとする。

また、天候（降雨、積雪等）により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代わる現場閉所日（振替閉所日）を指定するものとし、振替閉所日は、同一週の金曜日までに監督員と協議するものとする。

夜間工事は、曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていただければ、完全週休2日を達成しているとみなす。

（2）月単位の週休2日制工事

月単位の週休2日制工事は、次の対象期間において現場閉所日数の現場閉所を実施するものとする。

ア 対象期間 第1号アに同じ。

イ 現場閉所日 現場閉所の曜日及び理由にかかわらず現場閉所とした日とし、対象期間内のすべての月ごとにおいて現場閉所率（現場閉所日数/対象期間日数）が28.5パーセント（4週8休）以上の日数とする。なお、天候（降雨・積雪等）により現場閉所した日も、現場閉所と認める。

暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では28.5パーセントに満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休（28.5パーセント）以上を達成しているものとみなす。

（3）通期の週休2日制工事

週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日数の休工を実施するものとする。

ア 対象期間 第1号アに同じ。

イ 現場閉所日 現場閉所の曜日及び理由にかかわらず現場閉所とした日とし、対象期間内において現場閉所率（現場閉所日数/対象期間日数）が28.5パーセント（4週8休）以上の日数とする。なお、天候（降雨・積雪等）により現場閉所した日も、現場閉所と認める。

（取組内容）

第4条 発注者指定型及び受注者希望型の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）発注者指定型

ア 受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、現場閉所予定日及び非対象期間が分かる現場閉所計画表を添付し提出するものとする。

イ 受注者は毎月5日までに、工事打合簿により実施結果をカレンダー形式にて提出するとともに、現場閉所日及び非対象期間を明示するものとし、監督員はこれを確認する。

ウ 受注者は、完全週休2日又は月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。

エ 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

（2）受注者希望型

ア 受注者は、工事契約後、週休2日制工事等又は週休2日制に取り組まないことのいずれかを選択するものとする。

イ 受注者は、週休2日制工事等に取り組む場合には、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、現場閉所予定日及び非対象期間が分かる現場閉所計画表を添付し提出するものとする。

ウ 受注者は、毎月5日までに工事打合簿により実施結果をカレンダー形式にて提出するとともに、現場閉所日及び非対象期間を明示するものとし、監督員はこれを確認する。

エ 受注者は、完全週休2日又は月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。

オ 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

（工事成績評定）

第5条 工事成績評定については、次のとおりとする。

- 2 第3条の対象期間に対する現場閉所率が28.5パーセント以上の場合には、工事成績評定において評価する。（令和8年4月1日以降契約工事については、評価しない。）
- 3 工事成績評定は、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等 5. その他」において行うものとする。この場合において、現場閉所率が28.5パーセントに満たない場合であっても工事成績の減点を行わないものとする。
- 4 提出された工程表や施工計画書が週休2日の取得を前提にしていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減点する。

（取組証明）

第6条 第3条第1号アの対象期間において現場閉所日に現場閉所を実施することができた場合、完全週休2日制工事として評価し、発注者は、工事目的物の引き渡し後に通知する検査結果通知書の検査結果欄に「完全週休2日制工事に取り組み、達成した。」旨を記載し、取組証明とする。

（経費の補正）

第7条 週休2日制工事等の取組を推進するため、現場閉所状況に応じて経費の補正を次のとおり行うものとする。

- 2 経費の補正は、各経費に補正係数を乗じて行うものとし、現場閉所状況の適用区分ごとの経費の種類及び補正係数は、次の表のとおりとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

（1）（2）に掲げるもの以外の工事

現場閉所状況の 適用区分	労務費	共通仮設費	現場管理費	土木工事市場単価 土木工事標準単価 下水道工事市場単価
完全週休2日制工事	1.02	1.02	1.03	補正対象及び補正係数は、別表1～3に定めるところによる。
月単位の週休2日制工事 （4週8休以上）	1.02	1.01	1.02	
月単位の週休2日未満 （補正なし）	1.00	1.00	1.00	

（2）土地改良事業等請負工事積算基準を適用する工事

愛知県「週休2日工事実施要領（愛知県農業水産局・農林基盤局）」で定められた補正係数の表

- 3 経費の補正及び変更契約は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

- (1) 発注者指定型 当初設計から「完全週休２日」の達成を前提とした補正後の金額を用いることとし、現場閉所状況を確認後、「完全週休２日」が達成できない場合、現場閉所状況に応じて補正係数を変更し、変更契約するものとする。
- (2) 受注者希望型 現場閉所状況を確認後、最終変更設計時に現場閉所状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

(工事名)

第８条 発注者指定型で発注する工事は、原則として工事名の末尾に「（週休２日）」を記載するものとする。

(特記仕様書)

第９条 特記仕様書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 発注者指定型 「第〇条 本工事は、完全週休２日制・週休２日制工事（発注者指定型）の対象工事とする。なお、完全週休２日制・週休２日制工事については、「安城市完全週休２日制・週休２日制工事試行要領（令和元年７月１６日施行）」によるものとする。」旨
- (2) 受注者希望型 「第〇条 完全週休２日制・週休２日制工事に取り組もうとする場合には、監督員とその可否について協議を行うものとする。なお、完全週休２日制・週休２日制工事については、「安城市完全週休２日制・週休２日制工事試行要領（令和元年７月１６日施行）」によるものとする。」旨

(入札公告)

第１０条 入札公告文には、次の各号に掲げる区分に応じ、原則として当該各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 発注者指定型 「本工事は、安城市完全週休２日制・週休２日制工事試行要領（令和元年７月１６日施行）に基づく完全週休２日制・週休２日制工事（発注者指定型）の対象工事である。」旨
- (2) 受注者希望型 「本工事は、安城市完全週休２日制・週休２日制工事試行要領（令和元年７月１６日施行）に基づく完全週休２日制・週休２日制工事（受注者希望型）の対象工事である。」旨

(補足)

第１１条 この要領に定めるもののほか、要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 1 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の安城市完全週休 2 日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 5 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の安城市完全週休 2 日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の安城市完全週休 2 日制・週休 2 日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和5年9月15日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和6年11月15日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領（土木工事）の規定は、令和6年12月1日以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、同日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、同日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年11月15日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領（土木工事）の規定は、令和7年12月1日以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、同日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、同日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

別表 1（第 7 条第 2 項関係）

週休 2 日制工事等における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数	
		月単位	完全週休 2 日
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

別表 2（第 7 条第 2 項関係）

週休 2 日制工事等における土木工事標準単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数	
		月単位	完全週休 2 日
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 F R P シート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
F R P 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H 型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

別表 3（第 7 条第 2 項関係）

下水道用設計標準歩掛における市場単価

名称	区分	補正係数	
		月単位	完全週休 2 日
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂 基 礎 工	人力施工	1.02	1.02
砂 基 礎 工	機械施工	1.02	1.02
砕 石 基 礎 工	人力施工	1.02	1.02
砕 石 基 礎 工	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01